

令和2年

渡島西部広域事務組合議会

第3回定例会 会議録

令和2年12月4日 開会

令和2年12月4日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、誤字・脱字等に十分注意しましたが、時間の関係上、印刷原稿の校正は、初校しか出来ませんでした。誤りのある場合は、誠に恐縮ですが、ご理解いただきたくお願いいたします。

渡島西部広域事務組合議会 議長 溝部 幸基

目 次
令和2年12月4日（金曜日）第1号

○ 議事日程及び会議に付した事件	1
○ 出席議員	1
○ 欠席議員	1
○ 出席説明員	1
○ 欠席説明員	1
○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員	1
○ 開会	2
○ 開議宣告	2
○ 議事日程	2
○ 管理者の挨拶	2
○ 日程第1 会議録署名議員の指名	3
○ 日程第2 会期の決定	3
○ 日程第3 諸般の報告	3
○ 日程第4 管理者の行政報告	3
○ 日程第5 承認第1号 専決処分した事件の承認について (職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)	3
○ 日程第6 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について	4
○ 日程第7 議案第2号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について	7
○ 日程第8 議案第3号 令和2年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第4号)	8
○ 日程第9 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について	10
○ 閉会の議決	10
○ 閉会宣告	10

提出案件及び議決結果表

議案 番号	件 名	議決等 月 日	議決結果
承認 1	専決処分した事件の承認について (職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)	12月4日	原案承認
1	職員の給与に関する条例の一部改正について	12月4日	原案可決
2	渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について	12月4日	原案可決
3	令和2年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第4号)	12月4日	原案可決

令和2年 第3回定例会
令和2年12月4日（金曜日）第1号

◎議事日程及び会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 管理者の行政報告
日程第5 承認第1号 専決処分した事件の承認について
(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
日程第6 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第2号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について
日程第8 議案第3号 令和2年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第4号)
日程第9 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について
-

◎出席議員(10名)

議長	12番	溝部 幸基(福島町)	副議長	11番	又地 信也(木古内町)
	1番	佐藤 孝男(福島町)		2番	沼山 雄平(松前町)
	3番	手塚 昌宏(木古内町)		4番	吉田 裕幸(木古内町)
	6番	杉村 志朗(福島町)		8番	堺 繁光(松前町)
	9番	伊藤 政博(知内町)		10番	伊藤 幸司(松前町)

◎欠席議員 5番 山田 顕人(知内町) 7番 谷口 康之(知内町)

◎出席説明員(19名)

管理者	鳴海 清春	副管理者	工藤 泰		
参与	石山 英雄	参与	西山 和夫	参与	鈴木 慎也
幹事	若佐 智弘	幹事	大野 樹	幹事	羽沢 裕一
監査委員	本庄屋 誠	会計管理者	西田 啓晃	事務局長	小鹿 浩二
衛生センター長	佐藤 和利	消防長	鍋谷 悟	松前消防署長	可香 靖
福島消防署長	吉能 秀美	知内消防署長	野戸 英二	木古内消防署長	伊藤 則幸
消防本部主幹	岩上 健作	衛生センター事務長	佐藤 拓海		

◎欠席説明員 なし

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員(2名)

総務係長 梅岡 忍 書記 館政 ななみ

◎開議・開議宣告・議事日程

○議長（溝部幸基）

ただいまの出席議員は10名で、議員定数の半数に達しており、会議は成立致しましたので、令和2年第3回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございますのでご了承願います。

◎管理者の挨拶

○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出がありますので、管理者の挨拶を行います。

鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

令和2年第3回定例会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、第3回定例会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今年も国内状況を見ますと、一年を通じて新型コロナウイルス感染症が全国的な広がりを見せる中で、11月に入り第3波の波が日本列島を襲っている状況でございます。

道内では札幌市を中心に厳しい状況が続いており、道南でも函館市や奥尻町において感染が拡大している状況でございます。

これから冬にかけて、寒さの厳しくなる中で、インフルエンザと相まって更に厳しい環境下におかれるものと、危惧しているところであります。引き続き関係機関と連携を取りながら予防対策の徹底を図ることで、住民の皆様の安心、安全の確保に努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

それでは、今般の定例会に提案申し上げております案件についてですが、専決処分した事件の承認が1件、職員の給与に関する条例等の一部改正が2件及び令和2年度一般会計補正予算が1件で、計4件の案件の審議をお願いするものでございます。

なお、職員の給与に関する条例の一部改正については、この度の人事院勧告に基づき、職員の期末手当を引き下げのための改正並びに職員を北海道へ派遣することに伴う地域手当の規定を新たに設けるための改正となっております。

また、火災予防条例の一部改正については、国の火気設備等の基準を定める省令の一部が改正されたことを受けて、当組合の条例も併せて改正するものでございます。

次に、一般会計の補正予算の主な内容ですが、まず、歳入において、木古内消防署の小型動力ポンプ付大型水槽車が起債対象となったことに伴う財源繰り替えを行うものでございます。

歳出につきましては、条例改正に伴う人事院勧告等に伴う補正となっております。

なお、議案につきましては、この後、担当者から詳しく説明をいたしますので、ご審議のうえ、議決くださるよう、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたってのご挨拶といたします。

最後になりますけれども、定例会終了後ですれぬ全員協議会をお願いしてございますので、ご協力をお願いいたします。本日はよろしく願いをいたします。

○議長（溝部幸基）

管理者の挨拶を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。6番、杉村志朗議員、8番、塚 繁光議員を指名致します。

◎会期の決定

○議長（溝部幸基）

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日と致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日1日と決定致しました。

◎諸般の報告

○議長（溝部幸基）

日程第3、諸般の報告を行います。諸般の報告は、皆様に配付のとおりですので、ご了承願います。

◎管理者の行政報告

○議長（溝部幸基）

日程第4、管理者より申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海青春管理者。

○管理者（鳴海青春）

令和2年渡島西部広域事務組合議会第3回定例会の開催にあたり、令和2年第2回定例会以降の行政報告を申し上げます。行政報告については、1点となっております。

1 消防関係についてということで、(1)車両火災の発生について。

11月18日に松前町赤神地区の国道において、車両火災が発生しましたが、地元消防団員による早期消火活動により、当該車両以外への延焼及び運転手等への人的被害はありませんでした。

なお、その他の行事等につきましては、諸般の報告に整理をしておりますので、後ほど参照願いたいというふうに思っております。

以上、簡単でありますけれども行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

行政報告を終わります。

◎承認第1号 専決処分した事件の承認について

○議長（溝部幸基）

日程第5 承認第1号 専決処分した事件、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の承認についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二事務局長。

○事務局長（小鹿浩二）

それでは、資料ナンバー1の議案と資料ナンバー2の説明資料をご用意願います。

はじめに、議案の1頁をお開き願います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年12月4日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

2頁をお願い致します。

専決処分書。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年11月24日、渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、内容を説明致しますので、説明資料の1頁をお願いします。

承認第1号関係。専決処分した事件の承認についてです。

内容につきましては、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

1の改正の理由について。

令和2年10月7日の人事院勧告において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、民間事業所の特別給の支給割合が下がったことにより、民間との均衡を図るため、期末手当の支給月数を0.05月引き下げる勧告がなされました。

そのため、当組合においても、人事院勧告に基づき、今年度の給与改定を行うものであります。

2の改正の内容について。

(1)第1条関係は、期末手当の改定で条例第18条第2項関係であります。

支給月数を0.05月引き下げ、現行の4.50月を4.45月に改正し、改正による引き下げは、国と同様に12月期とするものです。

また、会計年度任用職員についても、職員の給与に関する条例に準ずることとしているため、同様に支給月数を0.05月引き下げします。

改正前、改正後の率は表に記載のとおりであります。

(2)第2条関係は、同じく期末手当の改定で、令和2年度では12月期に支給月数を0.05月引き下げますが、令和3年度以降については、6月期及び12月期の期末手当の支給月数が均等になるよう配分するものであります。

配分月数は表のとおりで、6月と12月でそれぞれ0.025月減とし、1.275月となるものであります。

3施行期日についてですが、第1条は、令和2年12月1日から、第2条は、令和3年4月1日から施行するものであります。

なお、議案の3頁に条例の新旧対照表を掲載しております。

以上で、承認第1号、専決処分した事件の承認についての説明を終わります。

ご審議、よろしくお願いいいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

承認第1号を承認することに賛成の方は起立をお願いします。

起立全員であり、承認第1号は承認致しました。

◎議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。
小鹿浩二事務局長。

○事務局長（小鹿浩二）

それでは、議案の5頁をお願い致します。
議案第1号。職員の給与に関する条例の一部改正について。
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和2年12月4日提出、渡島西部広域事務組合管理者。
議案の内容を説明致しますので、説明資料の2頁をお願い致します。
議案第1号関係、職員の給与に関する条例の一部改正について。

1 提案の理由についてですが、令和2年9月3日付で北海道総務部危機対策課防災航空室より、当組合へ北海道防災航空隊員の派遣依頼があり、松前消防署職員1名を派遣することと決定いたしました。

派遣期間については、令和3年4月1日より3ヵ年で、勤務地が札幌市となることから、人事院規則で定める地域手当の支給対象地でありますので、職員の給与に関する条例に地域手当を規定するものであります。

また、再任用職員の職務分類について、渡島西部広域事務組合職員の再任用に関する取扱要綱で職務の級を定めていることから、条例に別に定めていることを明記するため、改正するものであります。

2 主な改正の内容について。

(1)第4条の2第6項に、再任用職員の職務の級を明文化します。

再任用職員の職務分類について、先程申しましたように、要綱で既に定め、運用していることから、条例内に、別に定めることを明記するものであります。

(2)第20条の2に地域手当を規定します。

地域手当は、当該地域における物価等を考慮して、規則で定める地域に在勤する職員に支給するものとします。

(3)第20条の2第2項として、地域手当額と級地区分に応じた割合を規定します。

1級地100分の20から7級地100分の3を規定します。規則で級地を定めますが、勤務地が札幌市の場合は7級地に該当します。

(4)制定する関連規則については、級地を規則で定めることとしているため、記載のように地域手当に関する規則を制定し、人事院規則と同様の級地とするものであります。

3の施行期日については、令和3年4月1日から施行するものであります。

なお、議案の5頁から7頁に条例の新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

ご審議、よろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

9番、伊藤議員。

○9番（伊藤政博）

議案第1号の改正趣旨は理解できました。あくまでも参考なんですけど、人事院規則の第1表に掲げるといっておりますけれども、札幌は第7級ということですけども。第1級とはどういうところなのか参考までにお知らせ下さい。

○議長（溝部幸基）

小鹿浩二事務局長。

○事務局長（小鹿浩二）

人事院規則の9-49ということで地域手当を定めておりますが、第1級につきましては、東京都区内が第1級となつてまして、それ以降、全国それぞれ都市部といひますか、それを定められております。以上です。

○議長（溝部幸基）

そのほか、質疑ございませんか。

1 番佐藤孝男議員。

○1 番（佐藤孝男）

今回、松前署から航空隊員ということで3年間派遣されるわけですが、この航空隊員ということの研修というか、そういう勉強をするのか、消防学校とは全く別の勉強だとは思いますが、その内容をお知らせ下さい。

○議長（溝部幸基）

鍋谷 悟消防長。

○消防長（鍋谷 悟）

航空隊員につきましては、全道から5地区ございますけれども、そちらからまず各1名、それと全道枠3名について計8名が航空隊員として全道から派遣されます。

派遣される職員につきましては、年を明けた2月にですね派遣前の訓練ということで防災航空室に約3週間詰めまして、救助訓練ですとか救急訓練ですとか、そういった訓練を積んで4月からの職に就くと。いうスケジュールを組んでございます。以上です。

○議長（溝部幸基）

1 番、佐藤孝男議員。

○1 番（佐藤孝男）

3年間という期間の中で、訓練を終えて何かそういう資格とか取るのかどうか。

○議長（溝部幸基）

鍋谷 悟消防長。

○消防長（鍋谷 悟）

まず、防災航空隊員の派遣の基準につきまして、既に救急救命士を持っている者を派遣予定となっております。3年以上の救急業務或いは救助業務の経験を有している者、それと救急救助隊員として優れた判断力技能を有している者が派遣の基準となっております。

更にですね、派遣された隊員にあつては定期的な訓練ですとか講習を積みながら、自己研鑽した隊員を育成するという中で、航空隊員として3年間勤めあげるといふことになっております。以上です。

○議長（溝部幸基）

11 番、又地信也議員。

○11 番（又地信也）

この度ですね、防災航空室の派遣ということでありまして、松前署から1名ということのようでありまして、選考基準といひますか、どんな選考で決めたのかという過程をですね、お知らせ下さい。

○議長（溝部幸基）

鍋谷 悟消防長。

○消防長（鍋谷 悟）

選考基準につきましては各署長にですね、消防署の体制について1名の派遣、3年間に渡るものから1名の派遣、しかも防災航空室の方からは救命士を要望されました。それでその条件そして救急救助の優れた判断力、体力、技能の部分と条件とされましたので、ある程度経験年数を積んだ職員、今回の派遣につきましても消防司令補の役職に就いて年齢も35歳以上の者となっております。道の防災航空室に行きますと副隊長の位置ということで、先日、航空室の方から伝えられておりま

す。それで各署長の方に1名派遣できるかどうか確認しました。そして松前消防署の方から1名派遣したいと、行きたいという者もおりましたので、その意をくみまして1名派遣ということに至りました。以上です。

○議長（溝部幸基）

その他、質疑ございませんか。（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第1号を決することに賛成の方は起立を願います。

起立全員であり、議案第1号は可決致しました。

◎議案第2号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第2号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

鍋谷 悟 消防長。

○消防長（鍋谷 悟）

それでは、議案第2号について説明を致します。議案資料1の9ページをお願い致します。

議案第2号。渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について。

渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月4日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

説明資料の3頁をお願い致します。

まず、説明にあたりますが事前に記載しておりませんが、今回の改正の背景につきましては電気自動車に搭載される電池の大容量化に伴い、全出力50キロワットを超える急速充電設備の普及が予測されることから、令和元年開催の全出力50キロワットを超える電気自動車用の急速充電設備の安全対策に関する検討部会における検討結果を踏まえ、従前の規定を見直すとともに火災予防上必要な措置を定めたものでございます。

それでは説明致します。

議案第2号関係。渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について

1 提案の理由につきまして。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和3年4月1日に施行されることに伴い、消防庁が定める火災予防条例(例)についても併せて改正されたところであります。

当組合の火災予防条例もこの条例(例)に準じていることから、改正するものでございます。

2 の主な改正の内容につきまして。

(1)急速充電設備等の変更、第14条の2になります。

対象火気設備等のうち、急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットまで拡大し、それに伴い急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を改正致します。

(2)火を使用する設備等の設置届出設備の追加。第53条になります。

設置の届出を要するものとして「急速充電設備」を追加します。

なお、施行期日につきましては、令和3年4月1日から施行する予定となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。
質疑を行います。（「なし」という声あり）
質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。（「なし」という声あり）
討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮り致します。
議案第2号を決することに賛成の方は起立を願います。
起立全員であり、議案第2号は可決致しました。

◎議案第3号 令和2年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）

○議長（溝部幸基）

日程第8、議案第3号、令和2年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

小鹿 浩二 事務局長。

○事務局長（小鹿浩二）

それでは、議案の15頁をお願い致します。

議案第3号、令和2年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算第4号。

令和2年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ168万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、15億8,113万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

令和2年12月4日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

補正の内容について説明しますので、説明資料4頁をお開き願います。

はじめに、第2表地方債補正についてであります。

起債の目的につきましては、消防施設整備事業債で、補正額は4,790万円の追加で、起債区分は、施設整備事業債一般財源化分で充当率は100%であります。

交付税算入率につきましては70%で、交付税算入方法は元利償還金となっております。

対象事業は、木古内消防署小型動力ポンプ付大型水槽車整備事業であります。

この事業の財源については、当初、木古内町からの負担金対応としておりましたが、木古内町との協議により、当組合で借入することとなったことによるものであります。

次に、補正予算の内容について、説明します。

はじめに、今回の補正予算の概要について申し上げます。

今回は、歳出では承認第1号で承認していただいた、給与改定に伴う、職員手当の減額と標準報酬月額改定による共済費の増減が主なものとなっております。

歳出から説明いたしますので、7頁をお開き願います。

所属所毎に節で10万円以上の増減があったものを中心に説明します。

はじめに、事務局所管分です。

2款総務費、1項、1目事務局費13万8千円の追加は、4節共済費19万7千円の追加で、給与改定及び標準報酬月額改定によるものとなっております。

次に、衛生センター所管分です。

3 款衛生費、1 項、1 目し尿処理費 8 万 6 千円の減額と、次の 2 目ごみ再生処理費 1 万 6 千円の減額については、いずれも、給与改定などによるものであります。

8 頁をお願いします。

消防本部所管分です。

4 款消防費、1 項、1 目消防本部費 7 万 1 千円の減額は給与改定によるものであります。

次の段の松前消防署所管分です。

2 目松前消防署費 30 万 9 千円の減額は、4 節共済費 28 万 6 千円の減額で、給与改定及び標準報酬月額改定による減であります。

9 頁をお願い致します。

福島消防署所管分です。

3 目福島消防署費 76 万 4 千円の減額は、4 節共済費 75 万 6 千円の減額で、給与改定及び標準報酬月額改定による減であります。

次の段の 4 目知内消防署費 38 万 2 千円の減額は、3 節職員手当等 15 万 4 千円の減額で給与改定及び扶養等の異動によるものであります。

4 節共済費 22 万 8 千円の減額は給与改定及び標準報酬月額改定によるものであります。

10 節需用費 23 万 4 千円の減額については、当初予算時に本来、役務費と備品購入費で計上するものが誤って、計上されていたことが判明したことにより、それぞれ正規な科目である 11 節役務費に 6 万 2 千円、17 節備品購入費 17 万 2 千円を繰り替えするものであります。

10 頁をお願いします。

木古内消防署所管分です。

5 目木古内消防署費 19 万 3 千円の減額は、3 節職員手当等 20 万 4 千円の減額で、給与改定による減と扶養等の異動によるものであります。

次の段の 4 目木古内施設費は、4 頁の第 2 表で説明した財源繰替によるものであります。

次に歳入を説明しますので、5 頁にお戻り下さい。

1 款分担金及び負担金、1 項、1 目衛生負担金 3 万 3 千円の減額は按分により、歳出の補正額に対応するものについて、1 節松前町負担金から 4 節木古内町負担金の額となります。

2 目消防負担金 4,948 万 9 千円の減額は、歳出の補正額に対応するものと、消防債に繰り替えする分で、1 節松前町負担金から 4 節木古内町負担金の額となります。

6 頁をお願い致します。

4 款道支出金、1 項、1 目消防施設整備費交付金、節も同様で、6 万 1 千円の減額は、石油貯蔵施設立地対策等交付金の額が決定したことにより、減額となるものであります。

次の段の 9 款組合債、1 項、1 目消防債 4,790 万円の追加は、4 頁の第 2 表で説明した内容のとおりであります。

歳入歳出とも総額で、168 万 3 千円の減額であります。

以上で、議案第 3 号、令和 2 年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算第 4 号の説明を終わります。

ご審議よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第 3 号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

起立全員であり、議案第3号は可決致しました。

◎ 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

○議長（溝部幸基）

日程第9、閉会中の正・副議長、議員の出張承認についてを議題と致します。
お諮り致します。

閉会中、議会において出席・派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修等について、正・副議長、議員を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りしましたとおり、承認することに決定致しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において指名することと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定致しました。

◎閉会の議決

○議長（溝部幸基）

お諮り致します。

以上で、本会議に付議された案件の審議を全て終了致しましたので、令和2年第3回定例会を閉会致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

◎閉会の宣告

○議長（溝部幸基）

これをもって閉会いたします。
どうもご苦労様でした。

（閉会 午後2時37分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝部 幸基

署名議員 杉村 志朗

署名議員 堺 繁光

